

## 鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の日常の安否を容易に確認することができる環境を整備し、高齢者の在宅生活の安全性の向上を図るため、市内に居住する高齢者と別の居宅で生活している親族に対し、予算の範囲内において、高齢者の見守り確認機器（高齢者の日常の安否を確認することができる機器をいう。以下同じ。）の導入等に要する費用の一部を助成する鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす高齢者（以下「対象高齢者」という。）の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。以下同じ。）で、対象高齢者とは別に居住するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市内に居住し、在宅で生活していること。
- (2) 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の者のみからなる世帯に属していること。
- (3) 鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第78号）に規定する緊急通報装置の貸与を受けていないこと。

### (交付対象機器)

第3条 助成金の交付の対象となる見守り確認機器は、対象高齢者の居宅に設置し、親族に連絡が届くもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 対象高齢者の動作、熱等を感知した時に親族に連絡が届くセンサー型の機器
- (2) 対象高齢者が使用時又は長時間不使用時に親族に連絡が届く家電型の機器又は家電に設置する機器
- (3) その他高齢者の見守り機能を有する機器

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、見守り確認機器の導入等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 見守り確認機器本体（附属品を含む。）の購入又はレンタルに要する費用

- (2) 新規契約に必要な加入手数料又は登録手数料
- (3) 月額利用料（1か月当たりの利用料が1,000円以上のものに限る。）
- (4) その他見守り確認機器の設置に直接要する費用（見守り機能以外の付随するサービスの加入及び利用に要する費用を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、見守り確認機器の破損、紛失等による当該機器の修理又は再購入に要する費用は、助成対象経費としない。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、1万円を上限とする。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成金の交付は、原則として、対象高齢者1人につき1回限りとする。ただし、交付を受ける助成金の額が前項に規定する上限の額に達しない場合は、助成金の上限の額に達するまで助成金の交付を受けることができる。

（見守り確認機器の事前確認）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、見守り確認機器を購入又はレンタルする前に、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金事前確認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長の事前確認を受けなければならない。この場合において、申請者は、事前に対象高齢者の同意を得ておくものとする。

- (1) 見守り確認機器の種類、導入等に要する経費の内訳等が確認できる書類
- (2) 申請者に係る公的身分証明書の写し（申請者が市外に住所を有する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事前確認の依頼があったときは、その内容を審査し、必要に応じて対象高齢者との面談を実施し、見守り確認機器導入の意思確認、世帯の状況の把握等を行い、事前確認を終えたときは、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金事前確認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 前条の規定により市長の事前確認を受けた申請者は、見守り確認機器の導

入後、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費の支払及び内訳が確認できる書類
- (2) 対象高齢者の居宅に見守り確認機器を導入したことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として、見守り確認機器を導入した日の属する年度内に行わなければならない。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付決定及び交付確定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知を受けた者が助成金を請求しようとするときは、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、助成金の交付の状況を明らかにするため、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付決定簿(別記第6号様式)を備えるものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査協力)

第12条 助成金の交付を受けた者及び対象高齢者は、市長が実施する高齢者施策に係る調査等にできる限り協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に対象高齢者の居宅に導入する見守り確認機器に係る助成金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（申請者）

氏名

（署名又は記名押印）

（対象者との続柄 ）

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金事前確認申請書

高齢者見守り確認機器導入費用の助成を受けたいので、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付要綱第6条第1項の規定により事前確認を申請します。

なお、事前確認に当たり必要があるときは、市が、対象者と面談を行い本人の状況を確認すること、私又は対象者の住民登録について必要な事項を確認すること、並びに私及び対象者が市長が実施する高齢者施策に係る調査等にできる限り協力することに同意します。

1 対象者

氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
住所	（ - ） 電話番号（ ）		
生活状況			
同意欄	私は、自宅に見守り確認機器を導入すること、及びそれに伴う助成金について以下の者が申請することに同意します。  （署名） （署名又は記名押印）		

2 安否確認を必要とする別居の親族（申請者）

氏名		生年月日	年 月 日
住所	（ - ） 電話番号（ ）		

(裏面)

3 導入を予定している見守り確認機器

1	機 器 名		個
	購入先(申込先)		
	予 定 額 (対象経費)	購入又はレンタルに要する費用	円
		新規加入手数料又は登録手数料	円
		月額利用料(1,000円以上のものに限る。)	円
その他対象となる費用		円	
計		円	
2	機 器 名		個
	購入先(申込先)		
	予 定 額 (対象経費)	購入又はレンタルに要する費用	円
		新規加入手数料又は登録手数料	円
		月額利用料(1,000円以上のものに限る。)	円
その他対象となる費用		円	
計		円	
3	機 器 名		個
	購入先(申込先)		
	予 定 額 (対象経費)	購入又はレンタルに要する費用	円
		新規加入手数料又は登録手数料	円
		月額利用料(1,000円以上のものに限る。)	円
その他対象となる費用		円	
計		円	
対象経費予定額計(1+2+3)(①)			円
助成金申請予定額(①×1/2)上限1万円			円

備考 記載の必要がない欄は、斜線を引いてください。

4 添付書類

- (1) 見守り確認機器の種類、導入等に要する経費の内訳等が確認できる書類
- (2) 申請者に係る公的身分証明書の写し(申請者が市外に住所を有する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金事前確認通知書

年 月 日付けで申請があったことについて、下記のとおり事前の確認を行ったので、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、事前確認の申請内容から変更を要する場合又は助成金の申請を行わない場合は、速やかに市に連絡をお願いします。

記

1 対象者及び安否確認を必要とする別居の家族

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	( - ) 電話番号 ( )		
家族 (申請者)	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	( - ) 電話番号 ( )		

2 導入を予定している見守り確認機器

機器名(申請可・不可)		個	円
機器名(申請可・不可)		個	円
機器名(申請可・不可)		個	円
助成対象経費計			円

年 月 日

鹿屋市長 様

(申請者)

住所

氏名

(対象者との続柄 )

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付申請書

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金の交付を受けたいので、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

(内訳)

1	機 器 名		個
	購入先(申込先)		
	支 払 額		円
2	機 器 名		個
	購入先(申込先)		
	支 払 額		円
3	機 器 名		
	購入先(申込先)		
	支 払 額		円
助成対象経費計			円
助成金交付申請額			円

2 対象者及び安否確認を必要とする別居の親族

年 月 日付け鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金事前確認申請書に記載のとおり

3 添付書類

- (1) 助成対象経費の支払及び内訳が確認できる書類
- (2) 対象高齢者の居宅に見守り確認機器を導入したことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金については、鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |



第5号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市高齢者見守り確認機器導入費用助成金交付決定及び交付確定通知書に基づく助成金を下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円
振	金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
	本支店名	本店・支店・支所・出張所
込	口座区分	1 普通      2 当座      3 その他（      ）
	口座番号	
先	フリガナ	
	口座名義人	

